

東北工業大学内部質保証推進委員会規程

(会議の設置)

第1条 東北工業大学（以下「本学」という。）内部質保証方針に基づき、学長の下に内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 主として教育に関する全学的質保証システムの構築に関する事項
- (2) 本学における以下のポリシーに関する事項
 - ア 学位授与方針 : Graduation Policy (Diploma Policy)
 - イ 学生指導方針 : Guidance Policy
 - ウ 教育課程編成方針 : Education Policy (Curriculum Policy)
 - エ 入学者受入方針 : Admission Policy
- (3) 学修成果及び教育成果の可視化の方針並びにアセスメント・ポリシーに関する事項
- (4) 自己点検・評価等の結果示された課題及び改善向上方策に係る、全学的方針及び具体的な改善計画に関する事項
- (5) FDに関する事項
- (6) IRに関する事項
- (7) 前各号を踏まえた教学部門の中期目標、中期計画及び事業計画に関する事項
- (8) その他本学における教育の質保証、教育改革の推進及び大学全体の質の向上に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 総合教育センター長
 - (6) 入試委員長
 - (7) 教務委員長
 - (8) 学生委員長
 - (9) 就職委員長
 - (10) 法人本部事務局長
 - (11) 大学事務局長
 - (12) 大学事務局次長
 - (13) 大学企画室長
 - (14) 教務学生課長
 - (15) 入試広報課長
 - (16) キャリアサポート課長
 - (17) 長町校舎事務長
 - (18) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第18号に定める委員の任期は1年とする。ただし重任を妨げない。
 - 3 第1項第18号に定める委員の内、年度の途中から委員となった者の任期は、当該年度末までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長があたる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長を務める。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に関する事項は、必要に応じて別に定める。

(事務局)

第6条 この規程に関する事務は、大学企画室が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、代議員幹事会の議を経て常勤理事会がこれを決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 2 この規程の施行により、「東北工業大学FD委員会規程」並びに「FD企画部会規程」は廃止する。